

科学者の社会的責任  
— 組織の問題を中心として —

坂田昌一

I. 歴史的概説

1. 1929年の大恐慌以後、各国にあらわれた科学者の反ファシズム運動は、第2次大戦後世界科学者連盟 (W. F. S. W.) へと結集した。
2. 熱核兵器時代に入るとともに 対応的な科学者の参加した Pugwash 運動へと発展したが、今日これを支持する新しい国内組織が各国に生れつつある。
3. 日本では 第2次大戦後 民主主義科学者協会をはじめ いろいろなグループができたが、JSCの果たした役割はとくに大きかった。素粒子論グループなどは JSC を full に活用した。
4. 科学者京都会議を支持する応況ならごきがあるが、これをどう組織するかは問題である。

c091-006-018

Ⅱ. 互恵のためのメモ

1. フランズムと冷戦は科学とくに基礎科学を促進し、  
歪曲した。平和共存は科学を育てるための条件とな  
った。
2. 基礎科学(純粋科学)<sup>の進歩</sup>があらゆる進歩の源泉に  
あり(ペランの思想)、すべての国が基礎科学を  
つづることが平和共存の基盤である。
3. 科学者は戦争癡癡の必要性を説く義務があると  
同時に、平和共存の実現を要求する権利がある。
4. 科学の創造と平和の創造が切はなしが仄くなり、  
科学者の前衛的役割が重要となった今日、JSC  
の存在はその発足当初にもまして大なる意義をもつ  
に至った。
5. JSCが政府に勧告した科学研究基本法は科学  
と平和の創造へむかう科学者の努力の集大成で  
あり、これを定着させるが極めて肝要である。
6. とくに科学者の手による基礎科学将来計画の  
作成と、平等互恵の原則にもとづく国際協力の  
発展は重要である。
7. JSCには政府機関としての限界があり、京音会議  
などが Complementary な活動をする必要がある。

③

8. JSC の官<sup>と研体化</sup>僚化をふせぐためにも、京都会議の  
発展をはかるためにも、これらを支える科学者の  
組織とどうするか一番重要である。

## 科学者の社会的責任

—名古屋グループの討論から—

1. 周知のように、科学が現代社会にあつて、近代工業における生産活動を  
とくに、社会のあらゆる活動領域にますます深くむすびついてきたこと  
の一つの結果として、前世紀までのいわば"旧人"としての科学者に代つて、  
社会的階層としての科学者が歴史の舞台に登場した。これは単に科学者  
の量的階下を意味するのではなく、この新たな階層としての科学者が、  
自らを組織して、科学を疎外された形態から解放し、人物の進歩  
に貢献するために独自の種類的役割を果す可能性が生じたこと  
を意味する。人民戦線へのフランス科学者の参加と CNRS の創立、  
英口科学者の反ファシズム運動は、現代における科学運動の輝かしい  
先駆であつた。\*)

2. さらに、第二次世界大戦後、国際関係の構造が大きく変わり、加ふる  
に軍事技術の急速な進歩によって「熱核戦争の時代」に入るとともに、

\*) いはれば、科学者の社会的責任の自覚という言葉で意味されるのは、  
社会的、歴史的存在現実態において存在し得る科学者具体的存在  
把握の上は、人物進歩の源泉としての科学の発展の方向を概念的に追及  
することという。

戦争と平和の問題は、従来とは全く異なり、本来的に人類の運命に致命的な効果をもたらす global な問題として常にとらえなければならなかった。これは、いうまでもなく科学の成果の悪魔的利用が、原子兵器 - ロケット兵器等々を生み出し、それが全人類の存在条件を脅かす戦争手段を構成しているからである。そして安定した平和が作り出されていない現状において、これらの軍事技術の開発と進むにつれて全分野の科学研究にいろいろの歪みが生じられ、また、地方科学ならぬは技術の地域的偏在が高度開発諸国の一部にみられる露骨な地産地消の対外政策と進むにつれていっている。

かくして、全世界の科学者にとって、この global な段階における科学の特殊形態としかに対決するかという新しい任務が生れた。これは、何よりも必要なのは、Wien 宣言の述べているように、「人類は局地戦争を管理すべき戦争を廃絶する仕事のものに自らの課題と見なければならぬ」とあり、全世界の科学者は団結して、このために科学者として生じる一切の努力をこたえなければならぬのである。

3. 科学者の場合、国際的連帯性の基盤は、同時に、科学の現在の発展段階からますます強固なものとなっている。

6

120から、平和共存の物的・文化的基礎を築くためには、すべての  
国の科学者が、科学の偏在をなくす課題をこめ、大規模な国際協力  
を展開することはあくまで科学発展の内的要求に即して、平和の創造  
に寄与するという意味で当面とりわけ重要な目標である。

4. 1から、国際協力を進めようとして、平和五原則を典型とする  
国家間の平等互惠の原則が必ず守られなければならない。「なぜならば」、  
科学者の協力は本来、(国境をこえた) 級等の連帯意識の上には、自主的  
かつ自由に行われるべきものであるからには、国毎に条件を異にするこ  
の科学の発展のそれぞれは固有な道を相互に正しく評価し合う必要が  
あり、それは国家間の関係において保証するものが平和共存の五原則で  
あるからである。この原則は科学の発展水準をいかに異にする国の場合  
にはとくに重要である。

5. それぞれの国の科学を健全な方向に発展させることは、以上へのべた  
いわば global な段階での科学者の世界平和への責任から必然的に  
みちみち出た課題である。科学者は、その自主性において、<sup>その国の</sup>科学の  
内面的要求にもとましく科学の発展計画を創り上げ、広く国民と協力  
して、国家の政策にその実現を回らなければならない。

このように発展させるには、全口（？）の科学者の集智を十分に結集できるような  
民主的組織により、自由な討論を通じて学問的な検討を積み重ね  
ることによって、はじめて確信ある討議をまとめることができる。さらに、  
科学は全分野が有機的に連関し、広く文化一般の一環として発展する  
ものであることを考慮すれば、このような課題をわが国において遂行しう  
る組織として日本学術会議の果たすべき役割はきわめて重要である。  
同会議が政府に報告した科学研究基本法は、日本学術会議設置法  
に示された任務の一端を果したものであるから、国家はすくなくとも  
この報告に応之なければならぬ。

6 科学者の組織のあり方について、第一に考慮すべき事項は、  
科学研究基本法の内容の積極的意義を、すべての分野の科学者  
がそれぞれの立場から評価し、共通の地盤をひろげることであ  
ろう。科学者の社会的責任を果すための組織はこれを軸として  
発展するであろう。